

入札監理小委員会における審議結果報告 刑事施設の運營業務（島根あさひ社会復帰促進センター運営事業）

1. 事業の概要等

(1) 事業の概要

○ 事業概要

島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）の運營業務

○ 委託業務の範囲（公共サービス改革法第 33 条の 3 に規定される特定業務を含む）

総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務（給食、衣類・寝具の提供、清掃等）、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務（健康診断、レセプト審査等）、分類業務（カウンセリング、社会復帰支援等）

《参考：本事業における特定公共サービス対象業務》

（公共サービス改革法第 33 条の 3（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）第 1 項各号における該当部分）

該当業務	具体的内容
総務業務	写真撮影、領置物保管（第 1 号、第 4 号）
警備業務	被収容者等の行動の監視等、信書の検査の補助（第 6 号、第 7 号、第 12 号）
作業業務	作業に関する指導監督、職業訓練（第 8 号、第 11 号）
教育業務	書籍等の検査補助、改善指導、教科指導（第 2 号、第 10 号）
医療業務	健康診断（第 5 号）
分類業務	処遇調査（第 9 号）

○ 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までの 8 年間（市場化テスト 1 期目）

○ 事業の目的

平成 20 年に運営を開始した島根あさひ社会復帰促進センターについて、これまでの事業の運営理念である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」をさらに発展させ、「再犯防止×地域課題解決」というコンセプトのもと、同センターの人的・物的資源を活用し、矯正処遇を通じて受刑者が社会課題解決や新規産業の創出などの地域振興につながる取組に関与することで、受刑者に社会とのつながりを感じさせるとともに、地域ぐるみの再犯防止活動の一層の充実を目指す。

(2) 選定の経緯

島根あさひ社会復帰促進センターの運営に係る民間委託は、PFI 法及び構造改革特区法を活用し、平成 20 年 4 月から実施されてきた。

現行事業は令和7年度末で終了となるところ、令和8年度以降も民間委託による運営を継続するため（※）、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）において、対象事業として選定されたものである。

- ※ 刑事施設の警備等に係る業務は、構造改革特区法に基づく規制の特例措置として民間委託が可能となっていたところ、同措置の適用状況に係る検討の結果、これらの業務を公共サービス改革法における「特定公共サービス」と位置付け、刑事収容施設法の特例を設けることにより、官民競争入札等の対象として地域を限定せずに民間委託することが可能とされた。なお、法務省においては、構造改革特区法を活用して民間委託してきた刑事施設4庁（喜連川、播磨、島根あさひ、美祢）について、順次、市場化テストを導入している。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- 業務範囲の変更等（資料1-2 48/156 ページ、142/156 ページ）

法務省において設置された外部有識者会議（PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議）による現行事業の検証結果等を踏まえ、民間委託する業務の範囲を見直す。

（見直しの例）

- ・次期事業では、現在、民間委託している業務のうち、刑事施設特有の専門性が要求される業務（人事事務等）を国で実施。
- ・次期事業では、現在、国が実施している業務のうち、民間事業者の持つ創意工夫の発揮が期待される業務（刑執行開始時指導の一部等）を民間委託。また、新たに実施する社会復帰支援を民間委託。

- 情報開示の充実（資料1-2 107/156 ページ）

新規事業者の参入を促進するため、現行事業において使用している設備・備品等に係る整備年度等を含めた詳細の情報や、各種業務の実施件数など、事業実施に当たって参考となる数値を幅広く開示する。

- 入札スケジュールの確保（資料1-2 7/156 ページ）

事業者に対し、入札手続に係る十分な検討期間を与えるため、入札公告から入札参加資格審査書類の提出期限を約50日とし、そこから更に提案書提出期限を約100日確保する。

また、事業開始に向け、既存事業者からの引継ぎを含め、十分な準備期間を確保するため、事業開始の1年以上前に契約を締結する。

3. 実施要項（案）の審議結果

【論点1】

- ・現在、センターで実施されている教育や職業訓練について、新規参入事業者が具体的にイメージできるよう、1回当たりの指導時間や受講者の実人員、教育プログラムの検討の参考とできるような資料等を更に開示できないか。

【対応】

- ・教育における改善指導や補習教科指導の1回当たりの実施時間を、情報開示における「教育の実施状況」の中に追記した。（資料1-2 154/156 ページ）
なお、職業訓練における実人員は、実施年度や時期によってばらつきがあるため、法務省において、事業者向けの現地説明会の際に、参考として職業訓練ごとの直近の実人員を示す予定。

- ・法務省が定める訓令等（「受刑者の各種指導に関する訓令」ほか2つ）について、法務省 HP 上の URL とともに参考として記載した。（資料 1－2 155/156 ページ）

【論点 2】

- ・要求水準書のうち「総務業務」の「広報支援」について、「ホームページ及びパンフレットは、（中略）少なくとも英語版のものを整備する。」とあるが、日本語版を作成することを明記すべき。

【対応】

- ・御指摘の箇所について「ホームページ及びパンフレットは、日本語版に加え、外国人が利用できるよう少なくとも英語版のものを整備する。」とした。（資料 1－2 63/156 ページ）

4. パブリックコメントへの対応

令和6年2月16日から同月29日までパブリックコメントを実施した結果、88件の意見が寄せられた。

法務省においては、提出された意見に対し、警備業務従事者に求める資格要件について修正した（※）ほか、説明の追加、字句修正等の対応を行った。

※ 原案では「施設警備業務」の資格のみを許容していたところ、本業務の実施に当たり有益と認められる「機械警備業務」及び「空港保安警備業務」の資格も許容することとした。

以上